

「広島県がん対策推進条例の一部を改正する条例（案）」の概要について

1 条例改正の趣旨

「広島県がん対策推進条例（平成27年3月16日制定。以下、「条例」という。）」では、がんの予防の推進に資するよう、公共的な施設等や子供の利用が想定される屋外での禁煙・分煙対策などの受動喫煙防止対策を定め、推進してきた。

平成30年には条例よりも厳しい規制が盛り込まれた「健康増進法の一部を改正する法律（以下、改正法という）」が公布されたところであり、改正法と現行条例の相違点を整理するとともに、上乘せの規制を実施するため、条例を改正する。

2 改正案のポイント

改正法は、条例よりも受動喫煙を厳しく規制する内容であることから、改正法を原則とする。

ただし、大人に比べて、たばこの煙の有害物質の影響を受けやすく、自らの意志で受動喫煙を避けることが難しい子供を受動喫煙から守る観点から、上乘せの規制を行う。

【規制内容】

- (1) 子供が主たる利用者である学校(幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校等)及び児童福祉施設等での屋外の喫煙場所の設置を不可とし、敷地内完全禁煙とする。[義務規定]
- (2) 子供の利用が想定される屋外区域(遊具のある公園, 学校等付近の公道等)での禁煙分煙対策を継続する。[努力義務]

3 改正案の構成（現行条例との対比）

| 区分 | 施設 | 現行 | 改正案 |
|------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------|
| 建物内等 | 1 ① 学校(幼・小・中・高), 高等専門学校, 専修学校(専門課程を置くものを除く), 児童福祉施設等 | ①禁煙 ②喫煙所による分煙 | 敷地内禁煙(義務) (屋外に喫煙場所の設置不可) <u>上乘せ</u> |
| | 1 ② 官公庁施設, 医療施設等 | ①禁煙 ②喫煙所による分煙 | 改正法を適用 (条例の条文は削除) |
| | 2 運動施設, 高齢者・障害者施設, 大学, 博物館, 金融機関, 大規模小売店舗, 交通機関等 | ①禁煙 ②喫煙所による分煙 ③その他の分煙 | |
| | 3 飲食店, 風俗営業を営む施設, 物品販売店舗, カラオケボックス, ホテル, 旅館, 美容所等 | 禁煙, 分煙(分煙の内容), 喫煙の状況の表示 | |
| 屋外 | 4 学校(幼・小・中・高), 高等専門学校, 専修学校(専門課程を置くものを除く), 児童福祉施設等 | 区域で喫煙しない (灰皿の周辺は除く※) | 敷地内禁煙(義務) (屋外に喫煙場所の設置不可) (上記, 区分1-①の改正案に含まれる) |
| | 4 遊具のある公園, 停留所, 横断歩道等 公道(学校, 児童福祉施設, 遊具のある公園, 停留所, 横断歩道の付近のもの)等 | 区域で喫煙しない (灰皿の周辺は除く※) | 現行のとおり(努力義務) |

※灰皿を設ける場合は子供の受動喫煙防止に配慮

【施行期日】 2020年4月1日

◆受動喫煙防止対策に係る対象施設と法律及び条例（案）
による規制内容の概要（2020年4月～※1）

| 法区分 | 施設の種類（施設例） | 規制内容 （下線部分は県条例による規制） | 義務付け |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------|
| 第一種施設 | ○学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校） ○高等専門学校 ○専修学校（専門課程を置くものを除く） ○児童福祉施設 等 | ○ 敷地内禁煙 （ <u>屋外に喫煙場所の設置不可</u> ） | 義務 |
| | ○官公庁施設（県庁，市役所等） ○医療施設（病院，診療所，保険薬局等） ○大学 等 | ○ 敷地内禁煙 （ <u>屋外に喫煙場所の設置可※2</u> ） | 義務 |
| 第二種施設 | ○事務所，工場 ○運動施設（体育館・ボーリング場等運動施設） ○高齢者・障害者施設（老人ホーム等） ○博物館等（博物館，遊園地等） ○金融機関等（銀行等） ○劇場等（劇場，興行場，集会場，展示場，斎場等） ○交通機関乗降・待合（JR駅，バス待合所等） ○風俗営業を営む施設 ○物品販売店舗 ○ホテル，旅館 ○理容所，美容所，公衆浴場 ○国会，裁判所 ○飲食店 等 ※個人の自宅やホテル等の客室など，人の居住の用に供する場所は適用除外 | ○ 原則屋内禁煙 （喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要） | 義務 |
| | 【経過措置】 ○既存（2020年4月1日以前に開店）の経営規模の小さな飲食店 ・個人又は中小企業が経営 ・客席面積100㎡以下 | ○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより，店内で喫煙可能 （喫煙可能部分には，客・従業員ともに20歳未満は立入禁止） | 義務 |
| 施設喫煙目的 | ○喫煙を主目的とする施設 ・喫煙を主目的とするパースナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店，公衆喫煙所 | ○ 施設内で喫煙可能 | — |
| — | ○遊具のある公園，停留所，横断歩道 ○公道（学校，児童福祉施設，遊具のある公園，停留所，横断歩道の付近のもの） 等 | ○ <u>区域で喫煙しない</u> （ <u>灰皿の周辺は除く※3</u> ） | 努力義務 |

※1 法区分の「第一種施設」については，2019年7月から敷地内禁煙（屋外に喫煙場所の設置可）の法規制後，2020年4月から県条例による下線部の規制を追加する。

※2 屋外に受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所の設置可

※3 灰皿を設ける場合は子供の受動喫煙場所に配慮